

新

高知県保育所・幼稚園等高台移転施設整備事業費補助金交付要綱

第1条（略）

第2条 県は、~~市町村~~私立保育所設置者、私立幼稚園設置者及び私立認定こども園設置者が行う保育所、幼稚園及び認定こども園の高台移転及び高層化に係る経費に対して、予算の範囲内で補助することにより、南海トラフ地震で発生が予測される津波から乳幼児の安全を確保する。

第3条～第15条（略）

附 則

- この要綱は、平成26年3月14日から施行する。
- この要綱は、令和3年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第9条第3項、第11条及び第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成26年10月9日から施行し、改正後の別表2の規定は、平成26年3月14日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年11月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月19日から施行し、平成31年4月23日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月20日から施行する。

別表1（略）

旧

高知県保育所・幼稚園等高台移転施設整備事業費補助金交付要綱

第1条（略）

第2条 県は、市町村、私立保育所設置者、私立幼稚園設置者及び私立認定こども園設置者が行う保育所、幼稚園及び認定こども園の高台移転及び高層化に係る経費に対して、予算の範囲内で補助することにより、南海トラフ地震で発生が予測される津波から乳幼児の安全を確保する。

第3条～第15条（略）

附 則

- この要綱は、平成26年3月14日から施行する。
- この要綱は、令和3年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第9条第3項、第11条及び第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成26年10月9日から施行し、改正後の別表2の規定は、平成26年3月14日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年11月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月19日から施行し、平成31年4月23日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表1（略）

別表2（第4条関係）

~~1 公立保育所（高知市を除く）~~

~~(1) 整備対象施設の設置主体~~

~~市町村~~

~~(2) 補助対象事業~~

~~公立保育所の高台移転及び高層化に係る市町村が実施する施設整備事業~~

~~(3) 補助対象経費~~

種目	対象経費
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。） ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。
特殊附帯工事費	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費。
BCP(被災後の地域の継続的な保育の提供の確保)への対応に係る整備加算	施設と一体的に整備されるものであって、次に掲げるものに必要な工事費又は工事請負費等のうち教育長が必要と認めるものをいう。 (1) 備蓄倉庫 (2) 非常用電源施設 (3) 浄水施設等の整備 (4) その他、被災後の地域の継続的な保育の提供の確保のための整備であって必要と認められるもの
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費 (改築・増改築の場合が対象)	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費。 ただし、施設の高層化に伴い実施するものに限る。
土地造成費	高台移転の適地がないと認められる場合で、盛り土等により嵩上げし、改築等を行う場合の土地造成費。 「【高知県版第2弾】南海トラフ巨大地震による震度分布・津波浸水予測」（平成24年12月10日高知県公表）における最大津波浸水深予測以上の標高とするものを対象とする。ただし、当該予測未満の標高とする場合であっても、現地の状況を総合的に判断して適当と認められるときは、この限りではない。

~~(4) 留意事項~~

~~次に掲げる費用については、対象としないものとする。~~

~~(ア) 土地の買収又は整地（高層化に伴う土地造成の場合を除く。）に関する費用~~

~~(イ) 職員の宿舎に関する費用~~

~~(ウ) その他施設整備費として適当と認められない費用~~

~~特殊附帯工事とは、保育所等において消費する資源の有効活用及び地域環境の保全に資すること等により、利用者及び地域社会に対し快適な生活環境を提供することを目的とする施設整備であって、建物に固定して一体的に整備する次に掲げるものに係る工事をいう。~~

~~(ア) 施設から排出される生活雑排水（浴室等の排水）等の循環・再利用のための整備~~

別表2（第4条関係）

1 公立保育所（高知市を除く）

(1) 整備対象施設の設置主体

市町村

(2) 補助対象事業

公立保育所の高台移転及び高層化に係る市町村が実施する施設整備事業

(3) 補助対象経費

種目	対象経費
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。） ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。
特殊附帯工事費	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費。
BCP(被災後の地域の継続的な保育の提供の確保)への対応に係る整備加算	施設と一体的に整備されるものであって、次に掲げるものに必要な工事費又は工事請負費等のうち教育長が必要と認めるものをいう。 (1) 備蓄倉庫 (2) 非常用電源施設 (3) 浄水施設等の整備 (4) その他、被災後の地域の継続的な保育の提供の確保のための整備であって必要と認められるもの
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費 (改築・増改築の場合が対象)	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費。 ただし、施設の高層化に伴い実施するものに限る。
土地造成費	高台移転の適地がないと認められる場合で、盛り土等により嵩上げし、改築等を行う場合の土地造成費。 「【高知県版第2弾】南海トラフ巨大地震による震度分布・津波浸水予測」（平成24年12月10日高知県公表）における最大津波浸水深予測以上の標高とするものを対象とする。ただし、当該予測未満の標高とする場合であっても、現地の状況を総合的に判断して適当と認められるときは、この限りではない。

(4) 留意事項

ア 次に掲げる費用については、対象としないものとする。

(ア) 土地の買収又は整地（高層化に伴う土地造成の場合を除く。）に関する費用

(イ) 職員の宿舎に関する費用

(ウ) その他施設整備費として適当と認められない費用

イ 特殊附帯工事とは、保育所等において消費する資源の有効活用及び地域環境の保全に資すること等により、利用者及び地域社会に対し快適な生活環境を提供することを目的とする施設整備であって、建物に固定して一体的に整備する次に掲げるものに係る工事をいう。

(ア) 施設から排出される生活雑排水（浴室等の排水）等の循環・再利用のための整備

- ~~（イ）施設から出るごみの有効活用及び排出量の抑制等ごみ処理のための整備~~
- ~~（ウ）光熱水費等の節減及び地域の環境保全のためのソーラーの整備~~
- ~~※補助金により整備したソーラー発電設備により発電した電気は専ら自家消費に限る。余剰電力が発生した場合については、買取制度の対象として差し支えないが、売電収入の用途は補助金により整備したソーラー発電設備等の維持管理、更新に係る経費に限るものとし、その収支については帳簿等において適切に管理を行うものとする。~~
- ~~（エ）その他、資源の有効活用及び地域の環境保全のための整備であって必要と認められるもの~~

~~（5）補助基準額及び補助率~~

~~＜本体工事＞~~

~~単位：千円~~

	補助基準額	補助率	
定員20名以下	125,800	県 3/4	
定員21～30名	136,200		
定員31～40名	153,100		
定員41～70名	173,700		
定員71～100名	228,100		
定員101～130名	272,400		
定員131～160名	316,800		
定員161～190名	361,000		
定員191～220名	408,900		
定員221～250名	446,400		
定員251名以上	493,900		
特殊附帯工事	21,100		県 3/4
設計料加算	対象経費の5%		県 3/4
BCP(被災後の地域の継続的な保育の提供の確保)への対応に係る整備加算	10,000	県 3/4	

~~注ア 実支出額と補助基準額のうち低い額を基準額とすること。~~

~~＜解体撤去工事、仮施設整備工事＞~~

~~単位：千円~~

	補助基準額		補助率
	解体撤去工事	仮施設整備工事	
定員20名以下	2,793	4,974	県 3/4
定員21～30名	3,168	6,072	
定員31～40名	4,224	7,360	
定員41～70名	5,314	10,222	
定員71～100名	7,495	15,333	
定員101～130名	8,994	18,400	
定員131～160名	11,244	23,002	
定員161～190名	13,492	25,149	
定員191～220名	15,742	29,340	
定員221～250名	17,991	33,532	
定員251名以上	20,241	37,723	

- （イ）施設から出るごみの有効活用及び排出量の抑制等ごみ処理のための整備
- （ウ）光熱水費等の節減及び地域の環境保全のためのソーラーの整備
- ※補助金により整備したソーラー発電設備により発電した電気は専ら自家消費に限る。余剰電力が発生した場合については、買取制度の対象として差し支えないが、売電収入の用途は補助金により整備したソーラー発電設備等の維持管理、更新に係る経費に限るものとし、その収支については帳簿等において適切に管理を行うものとする。
- （エ）その他、資源の有効活用及び地域の環境保全のための整備であって必要と認められるもの

（5）補助基準額及び補助率

＜本体工事＞

単位：千円

	補助基準額	補助率	
定員20名以下	125,800	県 3/4	
定員21～30名	136,200		
定員31～40名	153,100		
定員41～70名	173,700		
定員71～100名	228,100		
定員101～130名	272,400		
定員131～160名	316,800		
定員161～190名	361,000		
定員191～220名	408,900		
定員221～250名	446,400		
定員251名以上	493,900		
特殊附帯工事	21,100		県 3/4
設計料加算	対象経費の5%		県 3/4
BCP(被災後の地域の継続的な保育の提供の確保)への対応に係る整備加算	10,000	県 3/4	

注ア 実支出額と補助基準額のうち低い額を基準額とすること。

＜解体撤去工事、仮施設整備工事＞

単位：千円

	補助基準額		補助率
	解体撤去工事	仮施設整備工事	
定員20名以下	2,793	4,974	県 3/4
定員21～30名	3,168	6,072	
定員31～40名	4,224	7,360	
定員41～70名	5,314	10,222	
定員71～100名	7,495	15,333	
定員101～130名	8,994	18,400	
定員131～160名	11,244	23,002	
定員161～190名	13,492	25,149	
定員191～220名	15,742	29,340	
定員221～250名	17,991	33,532	
定員251名以上	20,241	37,723	

~~＜土地造成費＞~~

~~高台移転の適地がないと認められる場合で、盛り土等により嵩上げし、改築等を行う場合、その土地造成費については、対象経費の実支出額を基準額とすること。補助率は4分の3とする。~~

1 私立保育所（高知市を除く）

(1) 整備対象施設の設置主体

社会福祉法人

(2) 補助対象事業

私立保育所の高台移転及び高層化に係る社会福祉法人が実施する施設整備に対して市町村が助成する事業

(3) 補助対象経費

種 目	対 象 経 費
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。
特殊附帯工事費	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費
BCP(被災後の地域の継続的な保育の提供の確保)への対応に係る整備加算	施設と一体的に整備されるものであって、次に掲げるものに必要な工事費又は工事請負費等のうち教育長が必要と認めるものをいう。 (1) 備蓄倉庫 (2) 非常用電源施設 (3) 浄水施設等の整備 (4) その他、被災後の地域の継続的な保育の提供の確保のための整備であって必要と認められるもの
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費 (改築・増改築の場合が対象)	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費。 ただし、施設の高層化に伴い実施するものに限る。
土地造成費	高台移転の適地がないと認められる場合で、盛り土等により嵩上げし、改築等を行う場合の土地造成費。 「【高知県版第2弾】南海トラフ巨大地震による震度分布・津波浸水予測」（平成24年12月10日高知県公表）における最大津波浸水深予測以上の標高とするものを対象とする。ただし、当該予測未満の標高とする場合であっても、現地の状況を総合的に判断して適当と認められるときは、この限りではない。

(4) 留意事項

ア 次に掲げる費用については、対象としないものとする。

(ア) 土地の買収又は整地（高層化に伴う土地造成の場合を除く。）に関する費用

(イ) 職員の宿舎に関する費用

(ウ) その他施設整備費として適当と認められない費用

イ 特殊附帯工事とは、保育所等において消費する資源の有効活用及び地域環境の保全に資すること等によ

＜土地造成費＞

高台移転の適地がないと認められる場合で、盛り土等により嵩上げし、改築等を行う場合、その土地造成費については、対象経費の実支出額を基準額とすること。補助率は4分の3とする。

2 私立保育所（高知市を除く）

(1) 整備対象施設の設置主体

社会福祉法人

(2) 補助対象事業

私立保育所の高台移転及び高層化に係る社会福祉法人が実施する施設整備に対して市町村が助成する事業

(3) 補助対象経費

種 目	対 象 経 費
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。
特殊附帯工事費	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費
BCP(被災後の地域の継続的な保育の提供の確保)への対応に係る整備加算	施設と一体的に整備されるものであって、次に掲げるものに必要な工事費又は工事請負費等のうち教育長が必要と認めるものをいう。 (1) 備蓄倉庫 (2) 非常用電源施設 (3) 浄水施設等の整備 (4) その他、被災後の地域の継続的な保育の提供の確保のための整備であって必要と認められるもの
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費 (改築・増改築の場合が対象)	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費。 ただし、施設の高層化に伴い実施するものに限る。
土地造成費	高台移転の適地がないと認められる場合で、盛り土等により嵩上げし、改築等を行う場合の土地造成費。 「【高知県版第2弾】南海トラフ巨大地震による震度分布・津波浸水予測」（平成24年12月10日高知県公表）における最大津波浸水深予測以上の標高とするものを対象とする。ただし、当該予測未満の標高とする場合であっても、現地の状況を総合的に判断して適当と認められるときは、この限りではない。

(4) 留意事項

ア 次に掲げる費用については、対象としないものとする。

(ア) 土地の買収又は整地（高層化に伴う土地造成の場合を除く。）に関する費用

(イ) 職員の宿舎に関する費用

(ウ) その他施設整備費として適当と認められない費用

イ 特殊附帯工事とは、保育所等において消費する資源の有効活用及び地域環境の保全に資すること等によ

り、利用者及び地域社会に対し快適な生活環境を提供することを目的とする施設整備であって、建物に固定して一体的に整備する次に掲げるものに係る工事をいう。

- (ア) 施設から排出される生活雑排水（浴室等の排水）等の循環・再利用のための整備
- (イ) 施設から出るごみの有効活用及び排出量の抑制等ごみ処理のための整備
- (ウ) 光熱水費等の節減及び地域の環境保全のためのソーラーの整備

※補助金により整備したソーラー発電設備により発電した電気は専ら自家消費に限る。余剰電力が発生した場合については、買取制度の対象として差し支えないが、売電収入の用途は補助金により整備したソーラー発電設備等の維持管理、更新に係る経費に限るものとし、その収支については帳簿等において適切に管理を行うものとする。

- (エ) その他、資源の有効活用及び地域の環境保全のための整備であって必要と認められるもの

(5) 補助基準額及び補助率

基準額表及び補助率については【高台移転及び高層化施設整備事業 基準額表】のとおりとする。ただし、設置主体の負担額が総事業費(土地造成費を除く。以下同じ。)の4分の1未満になる場合は、総事業費の4分の1に不足する額を補助金額(県分)から減額し、設置主体の負担額を総事業費の4分の1とする。

ア 国の補助対象となった事業については、県の補助金額から県の補助対象経費に対応する国からの補助相当額を除いた額を補助する。

イ 「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心子ども基金)の運営について」(平成21年3月5日付け20文科初第1279号・雇児発第0305005号)に基づく「安心子ども基金管理運営要領」の「別添1 保育所緊急整備事業」(以下「保育所緊急整備事業」という。)を活用できる事業については、【保育所緊急整備事業 基準額表】によりその所要額を算出し、明記することとする。

なお、保育所緊急整備事業により施設整備費の補助を受ける事業者に対しては、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条の規定に基づく施設型給付又は同法第65条の規定に基づく保育の実施に係る委託費において減価償却費加算を適用することはできないものとする。

【高台移転及び高層化施設整備事業 基準額表】

<本体工事>

単位：千円

	補助基準額	補助率
定員20名以下	125,800	県 3/4
定員21~30名	136,200	
定員31~40名	153,100	
定員41~70名	173,700	
定員71~100名	228,100	
定員101~130名	272,400	
定員131~160名	316,800	
定員161~190名	361,000	
定員191~220名	408,900	
定員221~250名	446,400	
定員251名以上	493,900	
特殊附帯工事	21,100	
設計料加算	対象経費の5%	県 3/4

り、利用者及び地域社会に対し快適な生活環境を提供することを目的とする施設整備であって、建物に固定して一体的に整備する次に掲げるものに係る工事をいう。

- (ア) 施設から排出される生活雑排水（浴室等の排水）等の循環・再利用のための整備
- (イ) 施設から出るごみの有効活用及び排出量の抑制等ごみ処理のための整備
- (ウ) 光熱水費等の節減及び地域の環境保全のためのソーラーの整備

※補助金により整備したソーラー発電設備により発電した電気は専ら自家消費に限る。余剰電力が発生した場合については、買取制度の対象として差し支えないが、売電収入の用途は補助金により整備したソーラー発電設備等の維持管理、更新に係る経費に限るものとし、その収支については帳簿等において適切に管理を行うものとする。

- (エ) その他、資源の有効活用及び地域の環境保全のための整備であって必要と認められるもの

(5) 補助基準額及び補助率

基準額表及び補助率については【高台移転及び高層化施設整備事業 基準額表】のとおりとする。ただし、設置主体の負担額が総事業費(土地造成費を除く。以下同じ。)の4分の1未満になる場合は、総事業費の4分の1に不足する額を補助金額(県分)から減額し、設置主体の負担額を総事業費の4分の1とする。

ア 国の補助対象となった事業については、県の補助金額から県の補助対象経費に対応する国からの補助相当額を除いた額を補助する。

イ 「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心子ども基金)の運営について」(平成21年3月5日付け20文科初第1279号・雇児発第0305005号)に基づく「安心子ども基金管理運営要領」の「別添1 保育所緊急整備事業」(以下「保育所緊急整備事業」という。)を活用できる事業については、【保育所緊急整備事業 基準額表】によりその所要額を算出し、明記することとする。

なお、保育所緊急整備事業により施設整備費の補助を受ける事業者に対しては、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条の規定に基づく施設型給付又は同法第65条の規定に基づく保育の実施に係る委託費において減価償却費加算を適用することはできないものとする。

【高台移転及び高層化施設整備事業 基準額表】

<本体工事>

単位：千円

	補助基準額	補助率
定員20名以下	125,800	県 3/4
定員21~30名	136,200	
定員31~40名	153,100	
定員41~70名	173,700	
定員71~100名	228,100	
定員101~130名	272,400	
定員131~160名	316,800	
定員161~190名	361,000	
定員191~220名	408,900	
定員221~250名	446,400	
定員251名以上	493,900	
特殊附帯工事	21,100	
設計料加算	対象経費の5%	県 3/4

B C P (被災後の地域の継続的な保育の提供の確保)への対応に係る整備加算	10,000	県 3 / 4
--	--------	---------

<解体撤去工事、仮施設整備工事>

単位：千円

	補助基準額		補助率
	解体撤去工事	仮施設整備工事	
定員 20 名以下	2,793	4,974	県 3 / 4
定員 21～30 名	3,168	6,072	
定員 31～40 名	4,224	7,360	
定員 41～70 名	5,314	10,222	
定員 71～100 名	7,495	15,333	
定員 101～130 名	8,994	18,400	
定員 131～160 名	11,244	23,002	
定員 161～190 名	13,492	25,149	
定員 191～220 名	15,742	29,340	
定員 221～250 名	17,991	33,532	
定員 251 名以上	20,241	37,723	

<土地造成費>

高台移転の適地がないと認められる場合で、盛り土等により嵩上げし、改築等を行う場合、その土地造成費については、対象経費の実支出額を基準額とすること。補助率は4分の3とする。

【保育所緊急整備事業 基準額表】

<本体工事>

単位：千円

	補助基準額	補助率
定員 20 名以下	107,200	国 1 / 2
定員 21～30 名	112,300	
定員 31～40 名	130,700	
定員 41～70 名	149,000	
定員 71～100 名	193,600	
定員 101～130 名	232,800	
定員 131～160 名	269,500	
定員 161～190 名	306,000	
定員 191～220 名	340,300	
定員 221～250 名	376,700	
定員 251 名以上	418,700	
特殊附帯工事	16,230	国 1 / 2
設計料加算	本体工事費に係る補助基準額の5%	国 1 / 2

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。

(いずれも、小数点以下切捨て)

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

B C P (被災後の地域の継続的な保育の提供の確保)への対応に係る整備加算	10,000	県 3 / 4
--	--------	---------

<解体撤去工事、仮施設整備工事>

単位：千円

	補助基準額		補助率
	解体撤去工事	仮施設整備工事	
定員 20 名以下	2,793	4,974	県 3 / 4
定員 21～30 名	3,168	6,072	
定員 31～40 名	4,224	7,360	
定員 41～70 名	5,314	10,222	
定員 71～100 名	7,495	15,333	
定員 101～130 名	8,994	18,400	
定員 131～160 名	11,244	23,002	
定員 161～190 名	13,492	25,149	
定員 191～220 名	15,742	29,340	
定員 221～250 名	17,991	33,532	
定員 251 名以上	20,241	37,723	

<土地造成費>

高台移転の適地がないと認められる場合で、盛り土等により嵩上げし、改築等を行う場合、その土地造成費については、対象経費の実支出額を基準額とすること。補助率は4分の3とする。

【保育所緊急整備事業 基準額表】

<本体工事>

単位：千円

	補助基準額	補助率
定員 20 名以下	104,600	国 1 / 2
定員 21～30 名	109,600	
定員 31～40 名	127,500	
定員 41～70 名	145,300	
定員 71～100 名	188,900	
定員 101～130 名	227,100	
定員 131～160 名	262,900	
定員 161～190 名	298,600	
定員 191～220 名	332,000	
定員 221～250 名	367,500	
定員 251 名以上	408,500	
特殊附帯工事	15,840	国 1 / 2
設計料加算	本体工事費に係る補助基準額の5%	国 1 / 2

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。

(いずれも、小数点以下切捨て)

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

<解体撤去工事、仮施設整備工事費>

単位：千円

	補助基準額		補助率
	解体撤去工事	仮施設整備工事	
定員 20 名以下	2,145	3,821	国 1 / 2
定員 21～30 名	2,433	4,664	
定員 31～40 名	3,244	5,654	
定員 41～70 名	4,083	7,853	
定員 71～100 名	5,758	11,780	
定員 101～130 名	6,910	14,137	
定員 131～160 名	8,638	17,671	
定員 161～190 名	10,366	19,322	
定員 191～220 名	12,095	22,541	
定員 221～250 名	13,822	25,762	
定員 251 名以上	15,551	28,982	

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×改築面積／既存施設の総面積」で算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て）

注ア 実支出額と補助基準額のうち低い額を基準額とすること。

~~3 公立幼稚園（高知市を除く）~~

~~(1) 整備対象施設の設置主体~~

~~市町村~~

~~(2) 補助対象事業~~

~~公立幼稚園の高台移転及び高層化に係る市町村が実施する施設整備事業~~

~~(3) 補助基準額及び補助対象経費~~

~~「学校施設環境改善交付金交付要綱」（平成23年4月1日付け23文科施第3号文部科学大臣裁定）を基礎として教育長が別途定めるもの。~~

~~(4) 補助率 3 / 4 以内~~

~~ただし、学校施設環境改善交付金（「学校施設環境改善交付金交付要綱」の規定により交付される交付金）を受けて実施する事業については、前項の規定に基づき算定した額から、国からの交付金等の額を控除した額をもって補助金額とする。~~

2 私立幼稚園

(1) 整備対象施設の設置主体

学校法人

(2) 補助対象事業

私立幼稚園の高台移転及び高層化に係る私立幼稚園設置者が実施する施設整備事業

(3) 補助基準額及び補助対象経費

「私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）交付要綱」（平成11年4月1日文部大臣裁定）の規定により交付される補助金を基礎として教育長が別途定めるもの。

(4) 補助率 3 / 4 以内

ただし、私立学校施設整備費補助金（「私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）交付要綱」の規定により交付される補助金）の交付を受けて実施する事業については、前項の規定に基づき算定した額から、国からの補助金等の額を控除した額をもって補助金額とする。

<解体撤去工事、仮施設整備工事費>

単位：千円

	補助基準額		補助率
	解体撤去工事	仮施設整備工事	
定員 20 名以下	2,092	3,728	国 1 / 2
定員 21～30 名	2,374	4,550	
定員 31～40 名	3,165	5,516	
定員 41～70 名	3,984	7,661	
定員 71～100 名	5,617	11,492	
定員 101～130 名	6,741	13,792	
定員 131～160 名	8,428	17,240	
定員 161～190 名	10,113	18,850	
定員 191～220 名	11,800	21,992	
定員 221～250 名	13,485	25,134	
定員 251 名以上	15,171	28,275	

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×改築面積／既存施設の総面積」で算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て）

注ア 実支出額と補助基準額のうち低い額を基準額とすること。

3 公立幼稚園（高知市を除く）

(1) 整備対象施設の設置主体

市町村

(2) 補助対象事業

公立幼稚園の高台移転及び高層化に係る市町村が実施する施設整備事業

(3) 補助基準額及び補助対象経費

「学校施設環境改善交付金交付要綱」（平成23年4月1日付け23文科施第3号文部科学大臣裁定）を基礎として教育長が別途定めるもの。

(4) 補助率 3 / 4 以内

ただし、学校施設環境改善交付金（「学校施設環境改善交付金交付要綱」の規定により交付される交付金）を受けて実施する事業については、前項の規定に基づき算定した額から、国からの交付金等の額を控除した額をもって補助金額とする。

4 私立幼稚園

(1) 整備対象施設の設置主体

学校法人

(2) 補助対象事業

私立幼稚園の高台移転及び高層化に係る私立幼稚園設置者が実施する施設整備事業

(3) 補助基準額及び補助対象経費

「私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）交付要綱」（平成11年4月1日文部大臣裁定）の規定により交付される補助金を基礎として教育長が別途定めるもの。

(4) 補助率 3 / 4 以内

ただし、私立学校施設整備費補助金（「私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）交付要綱」の規定により交付される補助金）の交付を受けて実施する事業については、前項の規定に基づき算定した額から、国からの補助金等の額を控除した額をもって補助金額とする。

3 幼保連携型認定こども園（高知市を除く）

(1) 整備対象施設の設置主体

~~市町村~~、学校法人等

(2) 補助対象事業

幼保連携型認定こども園の高台移転及び高層化に係る~~市町村が実施する施設整備事業及び~~学校法人が実施する施設整備に対して市町村が助成する事業

(3) 補助対象経費

種 目	対 象 経 費
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。
特殊附帯工事費	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費。
BCP(被災後の地域の継続的な保育の提供の確保)への対応に係る整備加算	施設と一体的に整備されるものであって、次に掲げるものに必要な工事費又は工事請負費等のうち教育長が必要と認めるものをいう。 (1) 備蓄倉庫 (2) 非常用電源施設 (3) 浄水施設等の整備 (4) その他、被災後の地域の継続的な保育の提供の確保のための整備であって必要と認められるもの
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費 (改築・増改築の場合が対象)	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費。 ただし、施設の高層化に伴い実施するものに限る。
土地造成費	高台移転の適地がないと認められる場合で、盛り土等により嵩上げし、改築等を行う場合の土地造成費。 「【高知県版第2弾】南海トラフ巨大地震による震度分布・津波浸水予測」（平成24年12月10日高知県公表）における最大津波浸水深予測以上の標高とするものを対象とする。ただし、当該予測未満の標高とする場合であっても、現地の状況を総合的に判断して適当と認められるときは、この限りではない。

(4) 留意事項

ア 次に掲げる費用については、対象としないものとする。

(ア) 土地の買収又は整地（高層化に伴う土地造成の場合を除く。）に関する費用

(イ) 職員の宿舎に関する費用

(ウ) その他施設整備費として適当と認められない費用

イ 特殊附帯工事とは、保育所等において消費する資源の有効活用及び地域環境の保全に資すること等により、利用者及び地域社会に対し快適な生活環境を提供することを目的とする施設整備であって、建物に固定して一体的に整備する次に掲げるものに係る工事をいう。

5 幼保連携型認定こども園（高知市を除く）

(1) 整備対象施設の設置主体

市町村、学校法人等

(2) 補助対象事業

幼保連携型認定こども園の高台移転及び高層化に係る市町村が実施する施設整備事業及び学校法人が実施する施設整備に対して市町村が助成する事業

(3) 補助対象経費

種 目	対 象 経 費
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。
特殊附帯工事費	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費。
BCP(被災後の地域の継続的な保育の提供の確保)への対応に係る整備加算	施設と一体的に整備されるものであって、次に掲げるものに必要な工事費又は工事請負費等のうち教育長が必要と認めるものをいう。 (1) 備蓄倉庫 (2) 非常用電源施設 (3) 浄水施設等の整備 (4) その他、被災後の地域の継続的な保育の提供の確保のための整備であって必要と認められるもの
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費 (改築・増改築の場合が対象)	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費。 ただし、施設の高層化に伴い実施するものに限る。
土地造成費	高台移転の適地がないと認められる場合で、盛り土等により嵩上げし、改築等を行う場合の土地造成費。 「【高知県版第2弾】南海トラフ巨大地震による震度分布・津波浸水予測」（平成24年12月10日高知県公表）における最大津波浸水深予測以上の標高とするものを対象とする。ただし、当該予測未満の標高とする場合であっても、現地の状況を総合的に判断して適当と認められるときは、この限りではない。

(4) 留意事項

ア 次に掲げる費用については、対象としないものとする。

(ア) 土地の買収又は整地（高層化に伴う土地造成の場合を除く。）に関する費用

(イ) 職員の宿舎に関する費用

(ウ) その他施設整備費として適当と認められない費用

イ 特殊附帯工事とは、保育所等において消費する資源の有効活用及び地域環境の保全に資すること等により、利用者及び地域社会に対し快適な生活環境を提供することを目的とする施設整備であって、建物に固定して一体的に整備する次に掲げるものに係る工事をいう。

- (ア) 施設から排出される生活雑排水（浴室等の排水）等の循環・再利用のための整備
- (イ) 施設から出るごみの有効活用及び排出量の抑制等ごみ処理のための整備
- (ウ) 光熱水費等の節減及び地域の環境保全のためのソーラーの整備
 - ※補助金により整備したソーラー発電設備により発電した電気は専ら自家消費に限る。余剰電力が発生した場合については、買取制度の対象として差し支えないが、売電収入の用途は補助金により整備したソーラー発電設備等の維持管理、更新に係る経費に限るものとし、その収支については帳簿等において適切に管理を行うものとする。
- (エ) その他、資源の有効活用及び地域の環境保全のための整備であって必要と認められるもの

(5) 補助基準額及び補助率

ア 基準額表及び補助率については、以下のとおりとする。

国の補助対象となった事業については、県の補助金額から県の補助対象経費に対応する国からの補助相当額を除いた額を補助する。ただし、設置主体の負担額が総事業費(土地造成費を除く。以下同じ。)の4分の1未満になる場合は、総事業費の4分の1に不足する額を補助金額(県分)から減額し、設置主体の負担額を総事業費の4分の1とする。

<本体工事>

単位：千円

	補助基準額	補助率
定員 20 名以下	125,800	県 3 / 4
定員 21～30 名	136,200	
定員 31～40 名	153,100	
定員 41～70 名	173,700	
定員 71～100 名	228,100	
定員 101～130 名	272,400	
定員 131～160 名	316,800	
定員 161～190 名	361,000	
定員 191～220 名	408,900	
定員 221～250 名	446,400	
定員 251 名以上	493,900	
特殊附帯工事	21,100	県 3 / 4
設計料加算	対象経費の 5%	県 3 / 4
B C P (被災後の地域の継続的な保育の提供の確保) への対応に係る整備加算	10,000	県 3 / 4

注ア 実支出額と補助基準額のうち低い額を基準額とすること。

- (ア) 施設から排出される生活雑排水（浴室等の排水）等の循環・再利用のための整備
- (イ) 施設から出るごみの有効活用及び排出量の抑制等ごみ処理のための整備
- (ウ) 光熱水費等の節減及び地域の環境保全のためのソーラーの整備
 - ※補助金により整備したソーラー発電設備により発電した電気は専ら自家消費に限る。余剰電力が発生した場合については、買取制度の対象として差し支えないが、売電収入の用途は補助金により整備したソーラー発電設備等の維持管理、更新に係る経費に限るものとし、その収支については帳簿等において適切に管理を行うものとする。
- (エ) その他、資源の有効活用及び地域の環境保全のための整備であって必要と認められるもの

(5) 補助基準額及び補助率

ア 基準額表及び補助率については、以下のとおりとする。

国の補助対象となった事業については、県の補助金額から県の補助対象経費に対応する国からの補助相当額を除いた額を補助する。ただし、設置主体の負担額が総事業費(土地造成費を除く。以下同じ。)の4分の1未満になる場合は、総事業費の4分の1に不足する額を補助金額(県分)から減額し、設置主体の負担額を総事業費の4分の1とする。

<本体工事>

単位：千円

	補助基準額	補助率
定員 20 名以下	125,800	県 3 / 4
定員 21～30 名	136,200	
定員 31～40 名	153,100	
定員 41～70 名	173,700	
定員 71～100 名	228,100	
定員 101～130 名	272,400	
定員 131～160 名	316,800	
定員 161～190 名	361,000	
定員 191～220 名	408,900	
定員 221～250 名	446,400	
定員 251 名以上	493,900	
特殊附帯工事	21,100	県 3 / 4
設計料加算	対象経費の 5%	県 3 / 4
B C P (被災後の地域の継続的な保育の提供の確保) への対応に係る整備加算	10,000	県 3 / 4

注ア 実支出額と補助基準額のうち低い額を基準額とすること。

<解体撤去工事、仮施設整備工事>

単位：千円

	補助基準額		補助率
	解体撤去工事	仮施設整備工事	
定員 20 名以下	2,793	4,974	県 3 / 4
定員 21～30 名	3,168	6,072	
定員 31～40 名	4,224	7,360	
定員 41～70 名	5,314	10,222	
定員 71～100 名	7,495	15,333	
定員 101～130 名	8,994	18,400	
定員 131～160 名	11,244	23,002	
定員 161～190 名	13,492	25,149	
定員 191～220 名	15,742	29,340	
定員 221～250 名	17,991	33,532	
定員 251 名以上	20,241	37,723	

<土地造成費>

高台移転の適地がないと認められる場合で、盛り土等により嵩上げし、改築等を行う場合、その土地造成費については、対象経費の実支出額を基準額とすること。補助率は4分の3とする。

4 連携型外認定こども園（高知市を除く）

(1) 整備対象施設の設置主体

社会福祉法人、学校法人

(2) 補助対象事業

連携型外認定こども園の高台移転及び高層化に係る認定こども園設置者が実施する施設整備に対して市町村が助成する事業

(3) 補助対象経費

種 目	対 象 経 費
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。
BCP(被災後の地域の継続的な保育の提供の確保)への対応に係る整備加算	施設と一体的に整備されるものであって、次に掲げるものに必要な工事費又は工事請負費のうち教育長が必要と認めるものをいう。 (1) 備蓄倉庫 (2) 非常用電源施設 (3) 浄水施設等の整備 (4) その他、被災後の地域の継続的な保育の提供の確保のための整備であって必要と認められるもの

<解体撤去工事、仮施設整備工事>

単位：千円

	補助基準額		補助率
	解体撤去工事	仮施設整備工事	
定員 20 名以下	2,793	4,974	県 3 / 4
定員 21～30 名	3,168	6,072	
定員 31～40 名	4,224	7,360	
定員 41～70 名	5,314	10,222	
定員 71～100 名	7,495	15,333	
定員 101～130 名	8,994	18,400	
定員 131～160 名	11,244	23,002	
定員 161～190 名	13,492	25,149	
定員 191～220 名	15,742	29,340	
定員 221～250 名	17,991	33,532	
定員 251 名以上	20,241	37,723	

<土地造成費>

高台移転の適地がないと認められる場合で、盛り土等により嵩上げし、改築等を行う場合、その土地造成費については、対象経費の実支出額を基準額とすること。補助率は4分の3とする。

6 連携型外認定こども園（高知市を除く）

(1) 整備対象施設の設置主体

社会福祉法人、学校法人

(2) 補助対象事業

連携型外認定こども園の高台移転及び高層化に係る認定こども園設置者が実施する施設整備に対して市町村が助成する事業

(3) 補助対象経費

種 目	対 象 経 費
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。
BCP(被災後の地域の継続的な保育の提供の確保)への対応に係る整備加算	施設と一体的に整備されるものであって、次に掲げるものに必要な工事費又は工事請負費のうち教育長が必要と認めるものをいう。 (1) 備蓄倉庫 (2) 非常用電源施設 (3) 浄水施設等の整備 (4) その他、被災後の地域の継続的な保育の提供の確保のための整備であって必要と認められるもの

解体撤去工事費及び仮施設整備工事費 (改築・増改築の場合が対象)	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費。 ただし、施設の高層化に伴い実施するものに限る。
土地造成費	高台移転の適地がないと認められる場合で、盛り土等により嵩上げし、改築等を行う場合の土地造成費。 「【高知県版第2弾】南海トラフ巨大地震による震度分布・津波浸水予測」(平成24年12月10日高知県公表)における最大津波浸水深予測以上の標高とするものを対象とする。ただし、当該予測未満の標高とする場合であっても、現地の状況を総合的に判断して適当と認められるときは、この限りではない。

(4) 留意事項

- ア 次に掲げる費用については、対象としないものとする。
 - (ア) 土地の買収又は整地(高層化に伴う土地造成の場合を除く。)に関する費用
 - (イ) 職員の宿舎に関する費用
 - (ウ) その他施設整備費として適当と認められない費用

(5) 補助基準額及び補助率

- ア 基準額表及び補助率については、以下のとおりとする。
国の補助対象となった事業については、県の補助金額から県の補助対象経費に対応する国からの補助相当額を除いた額を補助する。ただし、設置主体の負担額が総事業費(土地造成費を除く。以下同じ。)の4分の1未満になる場合は、総事業費の4分の1に不足する額を補助金額(県分)から減額し、設置主体の負担額を総事業費の4分の1とする。

- 認定こども園を構成する保育所及び幼稚園を整備する場合
認定こども園を構成する保育所及び幼稚園を整備する場合は、「1 私立保育所(高知市除く)」に定める当該保育所及び幼稚園の定員規模に該当する基準額及び補助率とすること。

- 認定こども園を構成する保育所機能部分及び幼稚園機能部分を整備する場合の基準額表及び補助率については、以下のとおりとする。

<本体工事>

単位：千円

	補助基準額	補助率
定員 20 名以下	88,000	県 3 / 4
定員 21～30 名	95,200	
定員 31～40 名	107,200	
定員 41～70 名	121,500	
定員 71～100 名	159,600	
定員 101～130 名	190,600	
定員 131～160 名	221,700	
定員 161～190 名	252,700	
定員 191～220 名	286,200	
定員 221～250 名	312,400	

解体撤去工事費及び仮施設整備工事費 (改築・増改築の場合が対象)	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費。 ただし、施設の高層化に伴い実施するものに限る。
土地造成費	高台移転の適地がないと認められる場合で、盛り土等により嵩上げし、改築等を行う場合の土地造成費。 「【高知県版第2弾】南海トラフ巨大地震による震度分布・津波浸水予測」(平成24年12月10日高知県公表)における最大津波浸水深予測以上の標高とするものを対象とする。ただし、当該予測未満の標高とする場合であっても、現地の状況を総合的に判断して適当と認められるときは、この限りではない。

(4) 留意事項

- ア 次に掲げる費用については、対象としないものとする。
 - (ア) 土地の買収又は整地(高層化に伴う土地造成の場合を除く。)に関する費用
 - (イ) 職員の宿舎に関する費用
 - (ウ) その他施設整備費として適当と認められない費用

(5) 補助基準額及び補助率

- ア 基準額表及び補助率については、以下のとおりとする。
国の補助対象となった事業については、県の補助金額から県の補助対象経費に対応する国からの補助相当額を除いた額を補助する。ただし、設置主体の負担額が総事業費(土地造成費を除く。以下同じ。)の4分の1未満になる場合は、総事業費の4分の1に不足する額を補助金額(県分)から減額し、設置主体の負担額を総事業費の4分の1とする。

- 認定こども園を構成する保育所及び幼稚園を整備する場合
認定こども園を構成する保育所及び幼稚園を整備する場合は、「2 私立保育所(高知市除く)」に定める当該保育所及び幼稚園の定員規模に該当する基準額及び補助率とすること。

- 認定こども園を構成する保育所機能部分及び幼稚園機能部分を整備する場合の基準額表及び補助率については、以下のとおりとする。

<本体工事>

単位：千円

	補助基準額	補助率
定員 20 名以下	88,000	県 3 / 4
定員 21～30 名	95,200	
定員 31～40 名	107,200	
定員 41～70 名	121,500	
定員 71～100 名	159,600	
定員 101～130 名	190,600	
定員 131～160 名	221,700	
定員 161～190 名	252,700	
定員 191～220 名	286,200	
定員 221～250 名	312,400	

定員 251 名以上	345,700	
B C P (被災後の地域の継続的な保育の提供の確保)への対応に係る整備加算	10,000	県 3 / 4

注ア 実支出額と補助基準額のうち低い額を基準額とすること。

<解体撤去工事、仮施設整備工事>

単位：千円

	補助基準額		補助率
	解体撤去工事	仮施設整備工事	
定員 20 名以下	1,954	3,481	県 3 / 4
定員 21～30 名	2,217	4,251	
定員 31～40 名	2,956	5,151	
定員 41～70 名	3,720	7,155	
定員 71～100 名	5,245	10,734	
定員 101～130 名	6,295	12,880	
定員 131～160 名	7,870	16,099	
定員 161～190 名	9,445	17,602	
定員 191～220 名	11,020	20,538	
定員 221～250 名	12,594	23,472	
定員 251 名以上	14,169	26,406	

<土地造成費>

高台移転の適地がないと認められる場合で、盛り土等により嵩上げし、改築等を行う場合、その土地造成費については、対象経費の実支出額を基準額とすること。補助率は4分の3とする。

定員 251 名以上	345,700	
B C P (被災後の地域の継続的な保育の提供の確保)への対応に係る整備加算	10,000	県 3 / 4

注ア 実支出額と補助基準額のうち低い額を基準額とすること。

<解体撤去工事、仮施設整備工事>

単位：千円

	補助基準額		補助率
	解体撤去工事	仮施設整備工事	
定員 20 名以下	1,954	3,481	県 3 / 4
定員 21～30 名	2,217	4,251	
定員 31～40 名	2,956	5,151	
定員 41～70 名	3,720	7,155	
定員 71～100 名	5,245	10,734	
定員 101～130 名	6,295	12,880	
定員 131～160 名	7,870	16,099	
定員 161～190 名	9,445	17,602	
定員 191～220 名	11,020	20,538	
定員 221～250 名	12,594	23,472	
定員 251 名以上	14,169	26,406	

<土地造成費>

高台移転の適地がないと認められる場合で、盛り土等により嵩上げし、改築等を行う場合、その土地造成費については、対象経費の実支出額を基準額とすること。補助率は4分の3とする。

記入要領

1. 整備計画の概要について

整備予定について「施設名」・「施設種別」・「設置主体」・「所在地」・「対象経費の実支出（予定）額」・「補助申請額」を記入すること。

※「施設種別」：~~公私立保育所、公私立幼稚園~~、私立幼保連携型認定こども園、連携型外認定こども園の別を記載すること。また併せて本園、分園の別を記載すること。

※「所在地」：番地まで記入すること。

※「対象経費の実支出（予定）額」、「補助申請額」：千円単位で記入すること。

2. 整備の目的

当該整備計画に掲げられている施設整備の目的を記入すること。

記入の観点としては、施設整備の目的及び必要性、施設整備による効果等とする。

※必要に応じ、資料を添付すること。

3. 市町村全体の保育所の定員・現員・待機児童数

各年度10月1日の現在数を記入すること。

4. 当該施設の整備実績

<記載例>

施設名	施設種別	整備年月日	補助金名 (補助額) (千円)	財産処分の有無	整備内容
A 保育所	保育所本園	H10.4.1	平成9年度社会福祉施設等施設整備費補助金 (50,000千円)	有	新しく園舎を建設

※ 国庫補助を受けて整備した実績については、上段に補助金を受けた年度及び国庫補助金名、下段に括弧書きで国庫補助額を記入すること。

※ 整備年月日が平成10年度以降のものについて記入すること。

記入要領

1. 整備計画の概要について

整備予定について「施設名」・「施設種別」・「設置主体」・「所在地」・「対象経費の実支出（予定）額」・「補助申請額」を記入すること。

※「施設種別」：公私立保育所、公私立幼稚園、幼保連携型認定こども園、連携型外認定こども園の別を記載すること。また併せて本園、分園の別を記載すること。

※「所在地」：番地まで記入すること。

※「対象経費の実支出（予定）額」、「補助申請額」：千円単位で記入すること。

2. 整備の目的

当該整備計画に掲げられている施設整備の目的を記入すること。

記入の観点としては、施設整備の目的及び必要性、施設整備による効果等とする。

※必要に応じ、資料を添付すること。

3. 市町村全体の保育所の定員・現員・待機児童数

各年度10月1日の現在数を記入すること。

4. 当該施設の整備実績

<記載例>

施設名	施設種別	整備年月日	補助金名 (補助額) (千円)	財産処分の有無	整備内容
A 保育所	保育所本園	H10.4.1	平成9年度社会福祉施設等施設整備費補助金 (50,000千円)	有	新しく園舎を建設

※ 国庫補助を受けて整備した実績については、上段に補助金を受けた年度及び国庫補助金名、下段に括弧書きで国庫補助額を記入すること。

※ 整備年月日が平成10年度以降のものについて記入すること。

第1号様式の4(1)

高知県保育所・幼稚園等高台移転施設整備事業費補助金申請額明細書

市町村名 _____

施設種別			部(局)課名	部	課
(フリガナ)施設名			担当者名		
所在地(市町村名)	(移転前)	(移転後)	電話	FAX	
整備区分	創設	大規模修繕等	増改築	改築	老朽民間児童福祉施設整備
定員	現在	名⇒増減	名⇒整備後	名	建物延面積及び構造
既存の施設状況	建築年度(経過年数)	年度	国庫補助の有無	財産処分承認申請の必要の有無	施行計画
	老朽度	点	() [] []	() ()	契約予定年月日
	現存率	%			着工予定年月日
					完成予定年月日
					開所予定年月日

施設整備費/土地造成費	対象経費の実支出予定額 (円)	補助金額 (千円)
施設整備費		
土地造成費		
合計		

工事の概要	
-------	--

借上建物の状況	借用の相手	借用施設名	1月当賃料	賃貸借契約期間

用地の状況	所有	m ²	用地未決定の場合における手続きの状況	本事業についての保護者、地域住民、市民等の理解、調整状況
	買収予定	(令和 年 月) m ²		
	借地	(地上権 賃借権 無償貸与) (借用の相手) m ²		

資金内訳	補助金	市町村負担額				設置者負担				総事業費
		計	一般財源	地方債	福祉医療機構借入	寄付金	地方単独補助	()	計	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

市区町村の予算措置状況	当初	補正 (月)	設置主体の予算措置状況	当初	補正 (月)
-------------	----	---------	-------------	----	---------

第1号様式の4(1)

高知県保育所・幼稚園等高台移転施設整備事業費補助金申請額明細書

市町村名 _____

施設種別			部(局)課名	部	課
(フリガナ)施設名			担当者名		
所在地(市町村名)	(移転前)	(移転後)	電話	FAX	
整備区分	創設	大規模修繕等	増改築	改築	老朽民間児童福祉施設整備
定員	現在	名⇒増減	名⇒整備後	名	建物延面積及び構造
既存の施設状況	建築年度(経過年数)	年度	国庫補助の有無	財産処分承認申請の必要の有無	施行計画
	老朽度	点	() [] []	() ()	契約予定年月日
	現存率	%			着工予定年月日
					完成予定年月日
					開所予定年月日

施設整備費/土地造成費	対象経費の実支出予定額 (円)	補助金額 (千円)
施設整備費		
土地造成費		
合計		

工事の概要	
-------	--

借上建物の状況	借用の相手	借用施設名	1月当賃料	賃貸借契約期間

用地の状況	所有	m ²	用地未決定の場合における手続きの状況	本事業についての保護者、地域住民、市民等の理解、調整状況
	買収予定	(令和 年 月) m ²		
	借地	(地上権 賃借権 無償貸与) (借用の相手) m ²		

資金内訳	補助金	市町村負担額				設置者負担				総事業費
		計	一般財源	地方債	福祉医療機構借入	寄付金	地方単独補助	()	計	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

市区町村の予算措置状況	当初	補正 (月)	設置主体の予算措置状況	当初	補正 (月)
-------------	----	---------	-------------	----	---------

第1号様式の4 記入要領

この様式は、すべての施設ごとに作成すること。

1 全施設共通事項（同一施設であって、「整備区分」が複数ある場合は、複数作成すること。）

○基本情報

(1) 「施設種別」「施設名」「設置主体名」：特に設置主体については、名称を記入するほか、社会福祉法人立等の区分を○で囲むこと。

※ 施設種別については、**公**私立保育所、**公**私立幼稚園、**私**立幼保連携型認定こども園、**連**携型外認定こども園の別を記載すること。また併せて本園、分園の別を記載すること。また、併せて本園、分園の別を記入すること。

※ 施設名、設置主体名等が仮称の場合は、名称の前に（仮）と付すこと。

※ 設置主体名を記入する際の法人の略称は次のとおりとすること。
社会福祉法人=(福)、日本赤十字社=(日赤)、財団法人=(財)、社団法人=(社)

(2) 「所在地」：町名、地番までを記入すること。

(3) 「整備区分」：施設の整備区分を○で囲むこと。

(4) 「建物延面積」「建物構造」「定員」：整備前、整備後欄に記入すること。

(5) 「既存施設の状況（各欄）」：なお、老朽度は老朽民間児童福祉等整備を実施する場合のみ、平成20年6月12日付け雇児発第0612001号別紙1により算出したものを記入すること。

(6) 「施行計画」：それぞれの区分に従い、時期を記入すること。

○整備に係る経費内訳

(1) 「定員等」：区分毎の定員を記入すること。

(2) 「対象経費の実支出予定額」：協議施設の整備に係る総事業費のうち対象経費の合計を記入すること。

(3) 「交付基準額」：それぞれの区分ごとに、別表2の基準額を記入すること。

○借上建物の状況について、該当する欄に適宜記入すること。

○用地の状況について、該当する欄に適宜記入すること。

○本事業についての保護者、地域住民、市民等の理解、調整状況について、該当する欄に適宜記入すること。

○資金内訳について、該当欄に金額を記入すること。

第1号様式の4 記入要領

この様式は、すべての施設ごとに作成すること。

1 全施設共通事項（同一施設であって、「整備区分」が複数ある場合は、複数作成すること。）

○基本情報

(1) 「施設種別」「施設名」「設置主体名」：特に設置主体については、名称を記入するほか、社会福祉法人立等の区分を○で囲むこと。

※ 施設種別については、**公**私立保育所、**公**私立幼稚園、**幼**保連携型認定こども園、**連**携型外認定こども園の別を記載すること。また併せて本園、分園の別を記載すること。また、併せて本園、分園の別を記入すること。

※ 施設名、設置主体名等が仮称の場合は、名称の前に（仮）と付すこと。

※ 設置主体名を記入する際の法人の略称は次のとおりとすること。
社会福祉法人=(福)、日本赤十字社=(日赤)、財団法人=(財)、社団法人=(社)

(2) 「所在地」：町名、地番までを記入すること。

(3) 「整備区分」：施設の整備区分を○で囲むこと。

(4) 「建物延面積」「建物構造」「定員」：整備前、整備後欄に記入すること。

(5) 「既存施設の状況（各欄）」：なお、老朽度は老朽民間児童福祉等整備を実施する場合のみ、平成20年6月12日付け雇児発第0612001号別紙1により算出したものを記入すること。

(6) 「施行計画」：それぞれの区分に従い、時期を記入すること。

○整備に係る経費内訳

(1) 「定員等」：区分毎の定員を記入すること。

(2) 「対象経費の実支出予定額」：協議施設の整備に係る総事業費のうち対象経費の合計を記入すること。

(3) 「交付基準額」：それぞれの区分ごとに、別表2の基準額を記入すること。

○借上建物の状況について、該当する欄に適宜記入すること。

○用地の状況について、該当する欄に適宜記入すること。

○本事業についての保護者、地域住民、市民等の理解、調整状況について、該当する欄に適宜記入すること。

○資金内訳について、該当欄に金額を記入すること。